

○内閣府告示第二百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第六百九十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県、大田原市及びさくら市
- 二 構造改革特別区域の名称 喜連川社会復帰促進センター等PFI特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 栃木県の全域

○内閣府告示第二百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第六百七十五号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那須塩原市
- 二 構造改革特別区域の名称 那須塩原市個性き・ら・り教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那須塩原市の全域

○内閣府告示第二百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第二十六号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 加古川市
- 二 構造改革特別区域の名称 播磨社会復帰促進センター等PFI特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 加古川市の全域

○内閣府告示第二百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県及び浜田市
- 二 構造改革特別区域の名称 島根あさひ社会復帰促進センターPFI特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県の全域

○内閣府告示第二百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第六十四号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県及び美祢市
- 二 構造改革特別区域の名称 美祢社会復帰促進センターPFI特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山口県の全域

○内閣府告示第三百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百二十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北九州市
- 二 構造改革特別区域の名称 北九州市「自立と共生の教育」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北九州市の全域

○内閣府告示第三百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年七月四日内閣府告示第八百五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿児島県肝属郡肝付町
- 二 構造改革特別区域の名称 環境共生のまちづくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鹿児島県肝属郡肝付町の全域